名前とアイデンティティ

髙橋 圭子

1. はじめに

日本語の呼称の特徴の一つに役割名称の多用がある。役割名称には「~らしく」「~として」振舞え、という期待・規制がつきまとう。親が自分の子供に対し、「<u>おにいちゃん</u>、妹を可愛がりなさい」、医師や教師が子供の母親に対し、「<u>おかあさん</u>、子供の様子をもっと見てなきゃ」、友人に対し、「<u>先生</u>、こんなことも知らないの?」等々。対称詞だけではない。2000年夏、JRのTVコマーシャルに、「ぼくはいつから自分のことを<u>おとうさん</u>と言うようになったのか」と自問する男性が描かれていた。列車で、失われた本来の自分を取り戻す旅に出よう、という趣旨だろう。役割名称は、人をその役割のみに封じ込め、その人の持つ他の多くの面を切り捨ててしまう機能を持つ。

自分の名前で呼ばれたい、役割名称から解放されたい、という主張は珍しくない。夫婦の氏をめぐる論議においても、名前は個人のアイデンティティの重要な一部とされている。

本稿は、これらの主張に異を唱えるものではない。しかし、「名前」とは一体何か、「本当の自分」「本来の自分」「自分のアイデンティティ」と「名前」の結びつきは果たして自明か、考察の必要があると考える。創氏改名¹、悪魔ちゃん命名騒動²、夫婦の氏をめぐる論議などから見えてくるのは、「名前」が権力による支配のしくみの中に不可分に組み込まれている図であるためである。

2. 名前をめぐる〈思い込み〉

名前は、あまりに身近なため、その実体は却って認識されにくい。人々は、 自分の馴染んだ習俗のみが普遍的なものと気づかぬうちに思い込み、社会・ 集団・文化・時代などにより多様であるとは思いも寄らない。名前に対する 私たちの〈思い込み〉にはどのようなものがあるのか。そして、私たちをそのように仕向けているのは何なのか。具体的に例をあげつつ考えたい。

出口(1995)は、国際児童年のテーマ曲「ビューティフル・ネーム」³を例にとり、名前についての「エスノセントリズム(自文化中心主義)」⁴に警告を発している。この曲の歌詞は、子供たちは皆一人ずつ一つの名前を持ち、互いのすばらしい名前を呼び合っている、名前は燃える命である、という内容である。だが、文化人類学の成果によれば、世界でこれにあてはまらない名前のケースは決して稀ではない、というのである。⁵

うち、本稿の議論に最も深く関連するのは、名前は「一人ずつ一つ」とは限らない、という点である。まず、一人が複数の名前を持つ場合がある。これには、改名によって一生涯に複数の名前を持つ場合、また、同時期に複数の名前を持つ場合の二通りがある。また、複数の人物が一つの名前を共有する場合もある。6

上野・森編(1999)などによれば、日本においても明治以前の名前の慣行は複名・改名の自由であり、また、家督相続と関連した襲名慣行も行なわれていた。これらが否定されたのは、明治の戸籍制度創設に関連した一連の法令によってである。西洋の列強に伍し、近代的中央集権国家を建設するため、徴兵・徴税の単位として臣民を管理掌握する装置として設けられたのが戸籍である。戸籍への登録にあたっては、同名の場合は人物を区別するため改名が強制された。また、登録後の複名・改名は人物の特定を困難にするので禁止された。この時以降、「生まれたときに付けられた戸籍名を本名とし、これを法律上の唯一の正式名として改めないことを当然とする今日の姿になった(井戸田1986、p98)」のである。

つまり、「一人ずつ一つの名前」というのは、共時的にも通時的にも普遍ではない。明治以降刷り込まれた私たちの〈思い込み〉にすぎない。

名前をめぐる〈思い込み〉は他にもある。次は、その〈思い込み〉の一つ を鋭く指摘した例である。

「彼女の名前を日本ではさまざまに書き表している。アウン・サン・ス

ー・チー、アウンサン・スーチー、それにアウンサンスーチーである。 ビルマ人には姓はなく、名前のみである。したがって分かち書きにする 必要はなく、ビルマ語では、スペースも中黒もなしに、アウンサンスー チーと表記する。(中略) 1995年11月27日から『毎日新聞』に毎週連載さ れている彼女自身のエッセイは、本人の希望で『アウンサンスーチー』 と表記されている。」(田辺1996, pp v - vi)

また、2000年9月22日の朝日新聞夕刊には、「A・トゥル氏が初来日し講演」 という見出しの記事があった。本文では、「インドネシアを代表する作家プラ ムディア・アナンタ・トゥル氏」と説明されている。

しかし、インドネシアでは通常この作家は「プラムディア」と呼ばれ、「バパッ・トゥル」などとは誰も言わない(「バパッbapak」は目上の男子に対する敬称)。「プラムディア・アナンタ・トゥル」のすべてで「名前」=「個人名」であり、「名字」の類いはないのである。7

名前が個人の「名」のみで、「姓」「氏」「名字」「家族名」などの類いを持たないケースは、世界の各地で少なくない。しかし、それを他国からなかなか理解されず、不便・面倒を蒙ることが多いため、わざわざ名を2つ以上の部分に分割して称したり。、自分の名に親の名を添えて称したりする例が増えている。9「『国際規格』の圧力に押され、自主的な『創氏』がすでにはじまっている」(田中1996, p91)のである。私たちの〈思い込み〉もまた、「『国際規格』の圧力」の一つである。

そして、日本における「苗字必称」「国民皆姓」はやはり、明治の戸籍制度 創設に由来する。戸籍は、「氏」を編成原理とし、「家」単位でその成員を登 録する。一族の共同責任・相互監視の体制である。

夫婦同氏の強制も、この延長線上に出現した。北条政子についての「正しくは源政子ではないだろうか」という注記(小泉1990, p66)、「マリさんがオダさんと結婚したら」云々というジョークなど、結婚による女性の改姓を自明視する〈思い込み〉の例は数えきれない。

関連事項を、年表風にまとめて示す。10

1870(明治3). 9. 平民苗字許容令

1871(明治4). 4. 戸籍法公布

1872(明治5). 2. 戸籍法施行:壬申戸籍編成開始

5. 複名禁止令

8. 改名禁止令

1873(明治6). 1. 徵兵令布告

3. 壬申戸籍完成

7. 地租改正条例公布

1875 (明治8). 2. 平民苗字必称令

1898(明治31) 7. 民法施行:夫婦同氏の強制

この後、現在に至るまでの間に、戸籍法・民法は幾度も改められている。 だが、根幹の部分はそのまま継承されている。そして、本節で見てきたような数々の〈思い込み〉を作り、刷り込みを続けているのである。¹¹

本節では、私たちの「名前」をめぐる数々の〈思い込み〉が、「戸籍」による支配のしくみに則ったものであることを検証してきた。

では、「名前」と「個人のアイデンティティ」の結びつきについてはどうなのだろうか。これもまた刷り込まれた〈思い込み〉である懸念はないのだろうか。節を改めて考えたい。

3. 名前とアイデンティティ

名前は言葉の一種である。記号論を踏まえ、中村(1992)は名前についての 考え方を次の2種類に整理している。

- [A]名実一体観:記号表現(名前)と指示物(人)に有契的関係を認める、つまり、名前はその名前を持つ人そのものであるという考え方。実名敬避の習俗(穂積1926)、目上に対する対称詞としての名前の使用制限(鈴木1973)、「名は体を表す」・「名前負け」などの表現に見られるように、古代から現代に及ぶ、日本の伝統的・代表的な名前観。これはさらに、次のような考え方を生み出している。
 - (1) 人物が変わればそれにあわせて姓名も変えなくてはいけない。…改名

(2) 人物を変えたければ、姓名を変えればよい。

- …改名
- (3)人物にこうなって欲しいという願いを姓名に託す。 …祈願型命名
- [B]名前符号観:記号表現(名前)と指示物(人)は無契的関係である、つまり、名前とその名前を持つ人は何ら必然的関連を持たず、名前には何の意味もない、という考え方。複名・改名が禁止され、名前と人との一対一の対応関係が法律上確立されたことによって生じた新しい名前観。

本稿は、[A]・[B] 2 つの名前観を踏まえ、個人のアイデンティティと名前を結びつける「第3の名前観」が形成されたのではないかと考える。つまり、[B名前符号観]に基づき創設された戸籍制度によって、「姓名は符号としての機能を拡大」(中村1992, p16)し、且つ、「戸籍の名が本当の名であるという意識が日本人に浸透してきた」(同)。そして、この意識が根強い[A名実一体観]と合流し、[C補強された名実一体観]を生み出し定着させた、と考えるわけである。図式化すると次のようになる。

「自分の名前は自分そのものである」 … [A] 名実一体観 + 「本当の名前は戸籍名ただ一つである」… [B] 名前符号観

「自分の名前は自分のアイデンティティ(独自性・固有性)を保証する」 … [C] 補強された名実一体観

そして[C]は、(4)・(5)のような考え方を生み出していると思われる。

- (4) 人物が変わらないなら、名前を変えなくてよい。
- (5) 人物が変わらないなら、名前を変えてはならない。

この(4)・(5)のような考え方は、夫婦別氏の主張の論拠の1つを構成している。例えば、福島他(1989)には次のような記述がある。(下線は髙橋)

「名前は、その人の人生の象徴。結婚して夫の姓に変わることは、自分を

捨て、夫に従って生きることの象徴。」(p8)

「『自分』にこだわるようになったら、自分の名前がいとおしく思えてくる。名前を捨てることは、自分の一部をお墓に埋めてお葬式をすること。 それまで生きてきた自分の歴史、その名前で築いてきた交友関係、信用、 それらがいとおしくなったら、ふつうの女も、結婚したからといって<u>名前</u>を変えられないのだ。」(p10)

だが、ここで「変えてはならない」「捨ててはならない」とされている「自分の名前」は、出生時に登録された「戸籍名」に他ならない。そして、すでに見てきたように、名前は変えてはならない、自分のアイデンティティを保証するものであるから、とする考え方は、戸籍制度に根ざしている。

夫婦別氏の主張に反対する意図は本稿にはない。だが、婚姻の届出による 氏の変更の強制に反対し、自分の名前は自分のものと主張するこの運動にと って、議論の基盤を再検討する必要はないだろうか。

4. 人格権としての名前

最高裁判所は1988年2月16日、氏名が人格権の一部であることを認めた。ある在日韓国人が自分の名前をNHKに日本語読みされたことに対し謝罪と慰謝料を求めた裁判の、判決文でのことである。

だが、この権利はどこまで実現されているだろうか。

まず、自分の名前を決定する権利は自分にない。

現行の法制度では、出生した子の氏はその父母の法律上の関係によって強制的に決定される。また、命名は本来子の固有権だが、出生の届出が生後14日以内と決められているため、一般には親権者にその代行権があると解釈されている。そして、こうして決定され戸籍に登録された氏名は、原則として変更できない。やむを得ない事情がある場合に限り、裁判所から改名の「許可」が受けられることもあるが、その基準は必ずしも明確ではない。その一方、すでに見てきた通り、婚姻の届出によって夫婦いずれかの氏は変更を強制されているのである。

また、自分の名前をむやみに使用されない権利も、現実には踏み躙られるが儘である。自分の名前がどこでどのように使用されたか、知ることすらできない場合もある。聞き取り調査からの事例をいくつかあげる。12

- ア) 税理士から相続税申告書のコピーが届き、自分を含め相続人全員の名前が税理士の筆跡で記され、認印も押されてあった。オリジナルはすでに提出済みとのことであった。税務署に問合せたところ、原則は本人による署名・捺印だが、そうでなくとも現実には受領し、問題とはしない、という回答であった。
- イ) 殆ど行き来のない知人の経営する会社の役員として、自分の名前が登記されていた。知人に抗議したが、名前を借りることは断った筈だと非を認めない。法務局に、提出されている就任承諾書の筆跡が自分のものではないことを主張したが、書式さえ整っていれば登記は受け付ける、いったん登記された内容は訂正できない、という回答だった。弁護士に相談したが、会社の債務の返済を肩代わりさせられたというような実害がなければ、名前の無断使用による精神的苦痛の賠償だけでは勝算は少ないと言われた。
- ウ) あろうことか、娘が略奪婚をした。思い当たるふしがあり、婚姻届の証人欄に私の名前を書いたのではないかと問い詰めたが、返事の真偽は確かめられない。区役所に問い合わせたが、婚姻届の閲覧は不可能であり、たとえ証人欄に不実記載があったとしても、いったん届出が受理された婚姻は法的に有効である、という回答だった。

類例は枚挙にいとまがない。名前が真に人格権であるなら、これらの事例 は重大な人権侵害にあたる筈ではないのだろうか。

5. むすび

「名前」とは何か。そもそもの疑問の一端にしか、本稿では分け入ることができなかった。名前の持つ「意味」や「機能」について、ことばの面から

の考察が本稿では達成できていない。また、「アイデンティティ」の定義の問題もある。本稿では、仮に「独自性・固有性」とした。しかし、例えば出口(1995)は、「単独性」「特殊性」「かけがえのなさ」「『他ならぬこの私』性」などの概念をめぐる精密な議論を要求している。「人物が変わる/変わらない」とは何を指すかについても、本稿の議論は不十分である。また、「集団への帰属意識」という観点からは、まず「家/家族/家庭」について、考察を深める必要がある。すべて、今後の課題である。

本稿執筆中に、自分の名前を質問された。「『タカハシ』の『タカ』は本当は…」と答えかけている自分に愕然とした。本当は、とは、戸籍に記載されているところでは、の意に他ならない。

名前をはじめ、呼称は、人間関係の基盤である。呼称の選択・決定の権利 と自由が、もっと広がって然るべきと考える。

なお、本稿のうち法律関係の部分は参考文献にあげた諸研究に基づいた。 最後に、調査への協力者および助言者の皆様に御礼申しあげてむすびに代 える。

注

- 1 日本が、植民地支配下の朝鮮半島の人々の名前を、強制的に日本風に変更させたことを指す。桜井(1999)には、これが名前の問題にとどまらず、社会・親族・家族構造そのものの根底からの破壊であったこと、民族差別に加え女性差別の点でも甚だしい蛮行であったことが、具体的に論じられている。なお、寿岳(1990)には和人がアイヌの人々に対して著しく屈辱的な名づけを行なっていた事実が報告されている。
- 2 親の命名権や行政の介入の是非をめぐり、社会的に大きな話題となった事件。1993(平成5)年7月、東京都昭島市の夫婦が息子に「悪魔」と命名。市役所はこの名を社会通念上不適切として提出された筈の出生届を拒否。この夫婦の不服申し立てに対し、東京家庭裁判所八王子支部は翌年1月、これは親の命名権の濫用にあたるが、市役所の行なった抹消手続きは違法・無効であると審判した。2月10日、昭島市と法務省が東京高等裁判所に抗告。同月15日、原告の夫婦が裁判の長期化による精神的・経済的・時間的損失などを理由に取下げた。

- 3 奈良橋陽子作詞、伊藤アキラ訳詞、タケカワユキヒデ作曲、ゴダイゴ歌。
- 4 「自分たちの常識や価値観を絶対視し、それを基準に異なる社会や文化の人々の行動や 考えに価値判断を下そうとする態度」(出口 1995, p7)
- 5 人を名前で呼んではならない、とする「実名敬避」の習俗は世界の各地で珍しくない。 また、命名法には、かくあってほしいという願いをこめた「祈願型」のほか、悪霊や悪鬼の注意をひかないようにする「忌避型」、出生や命名の際の出来事からとる「記念碑型」などがある、という。それぞれの例は、中村(1992)、出口(1995)、田中(1996)などに詳しい。なお、日本の命名法は圧倒的に「祈願型」であるというが、「トメ名」などは、子の「燃える命」を祈願した「すばらしい」名とは言えないだろう。
- 6 必要に応じ、「大/小」や「〜代」「〜世」などの数字を付して人物を区別する。"Martin Luther King <u>Jr.</u>" などがその例である。
- 7 高地薫氏(東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻)の御教示による。
- 8 インドネシア元大統領の「スカルノ」も「名」であるが、"S. Karno"などと署名し、 名前が複数の要素から構成されているよう見せていたという。(松本・大岩川編 1999)
- 9 そこで、国際会議やオリンピックなどの場では、自分ではなく親の名ばかりが呼ばれ、 大いに戸惑うことになる、という。(田中 1996)
- 10 太陰暦の廃止と太陽暦の採用により、1872(明治5)年12月3日が1873(明治6)年1月 1日となった。
- 11 敗戦後、法律的には「家」制度は廃止された。しかし、「戸籍」のしくみは存続している。この矛盾を糊塗し両立させるため、現行の法律や制度がアクロバティックな技を駆使し破綻しているさまを、諫山(1997)は詳細に分析している。また、戸籍の持つさまざまな矛盾・問題・差別性については、佐藤(1991,1995)などに詳述されている。
- 12 但し、プライバシー保護のため、事実そのままではない部分もある。

引用資料

小泉保(1990)『言外の言語学:日本語語用論』三省堂

田辺寿夫(1996)『ビルマ:「発展」のなかの人びと』岩波新書

福島瑞穂・榊原富士子・福沢恵子(1989)『楽しくやろう夫婦別姓:これからの結婚必携』

明石書店

参考・引用文献

諫山陽太郎(1997)『〈別姓〉から問う〈家族〉』勁草書房 井戸田博史(1986)『「家」に探る苗字となまえ』雄山閣出版 (1993)『家族の法と歴史:氏・戸籍・祖先祭祀』世界思想社 上野和男・森謙二編(1999)『名前と社会:名づけの家族史』早稲田大学出版部 黒木三郎・村武精一・瀬野精一郎編(1988)『家の名・族の名・人の名:氏』三省堂 榊原富士子(1992)『女性と戸籍:夫婦別姓時代に向けて』明石書店 桜井隆(1999)「創氏改名と女性差別」『ことば』20 号 佐藤文明(1989)『戸籍』現代書館 (1991)『戸籍が見張る暮らし』現代書館 ____(1995)『戸籍がつくる差別・新装版』現代書館 寿岳章子(1990)『日本人の名前・新装版』大修館書店 鈴木孝夫(1973)『ことばと文化』岩波新書 武光誠(1998)『名字と日本人:先祖からのメッセージ』文春新書 田中克彦(1996)『名前と人間』岩波新書 出口顯(1995)『名前のアルケオロジー』紀伊国屋書店 利谷信義・鎌田浩・平松紘編(1996)『戸籍と身分登録』早稲田大学出版部 豊田国夫(1980)『日本人の言霊思想』講談社学術文庫 豊田武(1971)『苗字の歴史』中公新書 中村桃子(1992)『婚姻改姓・夫婦同姓のおとし穴』勁草書房 二宮周平(1993)『家族法改正を考える』日本評論社 福島瑞穂(1992)『結婚と家族:新しい関係に向けて』岩波新書 穂積陳重(1926)/穂積重行校訂(1992)『忌み名の研究』講談社学術文庫 松本脩作・大岩川嫩編(1994)『第三世界の姓名:人の名前と文化』明石書店

(たかはし けいこ)